

関西大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）における、企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）から受託する研究、試験・分析、試作、調査等（以下「研究等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学の教職員が学外機関から受託し、実施する研究等をいう。

(実施の基準)

第3条 受託研究は、本学の学術振興とその成果の社会的活用を図るうえで有意義と認められる場合に、実施するものとする。

(申請)

第4条 研究等を委託する者（以下「委託者」という。）は、委託しようとする教職員（以下「研究担当者」という。）の属する学部の長又は研究所等の長（以下「学部長等」という。）に、研究等委託申込書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、官公庁等が募集する研究課題に本学の教職員が採択された場合は、採択通知をもって上記申込書の提出があったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、試験・分析等の依頼については、試験・分析申込書（様式第2号）を提出するものとする。

(承認)

第5条 学部長等は、前条の研究等委託申込書又は試験・分析申込書を受理し、適当と認めたときは、学長に報告し、その承認を得なければならない。

2 学長は、前項により承認したときは、理事長に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、前条第2項による報告を受けた後、委託者と次の各号に掲げる事項を記載した受託研究契約を締結するものとする。

- (1) 研究概要に関する事項
- (2) 研究期間に関する事項
- (3) 研究費に関する事項
- (4) 研究の中止及び延長に関する事項
- (5) 研究により発生した知的財産権に関する事項
- (6) 研究成果の公表に関する事項
- (7) 秘密保持に関する事項
- (8) その他受託研究に関して必要な事項

2 第4条第2項により実施する試験・分析等については、前項に定める契約書を省略できるものとする。

(受託研究費)

第7条 受託研究における研究費（以下「受託研究費」という。）は、旅費、消耗品費、消耗器具備品費、報酬等の受託研究を遂行するうえで直接的に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び一般管理費とする。

2 前項に規定する一般管理費は、原則として、受託研究費の10%とする。

3 委託者は、第1項に規定する受託研究費を負担するものとし、契約に定める期間内に本学に納入するものとする。

4 第1項に規定する直接経費は、研究担当者が原則として、契約期間内に使用するものとする。

(設備等の帰属)

第8条 受託研究費により購入した設備等は、原則として、本学に帰属するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 受託研究の結果、関西大学発明規程に規定する知的財産権が生じた場合の研究担当者の権利の取扱いは、同規程に定めるところによる。

(知的財産権の帰属)

第10条 受託研究の結果得られた知的財産権は、原則として、本学及び委託者の共有とする。

(知的財産権の実施)

第11条 受託研究により本学が取得した知的財産権は、委託者又はその指定する者に出願時から10年を超えない範囲内で優先的に実施させることができる。ただし、この場合、委託者又はその指定する者との間で、別に定める契約において実施に係る条件を定めるものとする。

2 前条及び前項に規定するほか、本学及び委託者との研究成果有体物に関する取扱いは、別途協議のうえ、定めるものとする。

(研究補助者)

第12条 受託研究において研究担当者が必要と判断した場合、研究担当者の管理監督のもと、大学院学生又は学部学生等(以下「研究補助者」という。)を一時的に研究に参加させることができる。

2 研究補助者を参加させる場合、事前に予算執行管理を担当する部署へ所定の様式を提出するものとする。ただし、委託者及び研究担当者との協議によりその提出を省略することができる。

(受託研究の完了)

第13条 研究担当者は、研究成果報告書を委託者へ提出し、学長に受託研究の完了を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 受託研究による研究成果の公表については、委託者と協議のうえ、これを行うものとする。

(事務)

第15条 受託研究に関する事務は、社会連携グループの所管とする。ただし、予算執行管理等については、研究担当者の利便性を踏まえ、関連部署にて行うことができる。この場合において、必要があれば、別途協議して取り決めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年2月16日から施行する。

2 関西大学受託研究取扱規程(平成11年1月8日制定)は、廃止する。